

明和期大坂における人参流通と対馬町人

吉 川 潤

はじめに

対馬藩による日朝貿易の主力輸入品の一つに、朝鮮人参がある。近世中期までの対馬藩は、輸入した人参を江戸の人参座などで販売していた。この人参座については、今村軈氏や田代和生氏の研究によって多くのことが明らかにされており、人参座での販売は、請負商人を指揮しつつ対馬藩が主体となっており、藩に大きな収益をもたらしたことが知られている^①。これに対し、本稿では近世中期から後期にかけての、対馬の町人が大坂などに人参を持ち込む事例に着目する。これは、従来の研究では取り上げられることなかった人参の流通形態であり、対馬藩の輸入した人参が国元で町人に渡され、町人の手で大坂に持ち込まれる形と考えられる。

こうした人参流通の存在自体を提示するため、本稿では明和期の大坂で起こった人参御吟味一件を取り上げる。これは、明和二年（一七六五）に対馬藩の家中和町人、合わせて四十二名が突如、大坂町奉行所に呼び出され、人参流通に関して吟味を受けることになった事件である。なお、史料は、この一件に関わる書状がまとめられた「大坂町

御奉行所々人参御吟味一件二付御國者御呼登御用江戸大坂往復書状」(以下「往復書状」と略す)と、日記の抜書である「人参銅御吟味有之御國御家中并町人数十大坂町御奉行所々御呼登一件日帳書抜」(以下「日帳書抜」と略す)を用いる^②。

ところで、明和期前後の日朝貿易に関して、対馬藩が輸入した人参の量には、不明な点が多い^③。たとえば、中村質氏によると、宝暦三年（一七五三）の私貿易では輸入品の中に人参はみえない^④。一方、森晋一郎氏によると、安永四年（一七七五）には六七斤余、同五年（一七七六）には三六斤余、同六年（一七七七）には五二斤余、同七年（一七七八）には三斤余、同八年（一七七九）は三斤、天明二年（一七八二）は四斤余が、私貿易で輸入されたという^⑤。中村氏が取り上げた宝暦三年の史料には、私貿易での人参の輸入はみられないが、その後の私貿易では年度による違いが大きいものの、安永期にも人参の輸入があったことになる。また、これらは私貿易での輸入だが、人参は公貿易でも輸入されていた。こちらは安永期にも輸入が継続しており、森氏によると安永四年・同八年・天明二年の平均は三七斤余になるとい^⑥う。従来の研究ではこのような点が指摘されているが、公貿易の分も合わせると、明和期にも人参の輸入は、途絶せずに行っていたことに

なる。

第一章 大坂町奉行所による吟味

まず、明和二年（一七六五）の人参御吟味一件について、「往復書状」に収められた書状によって、一件の概要を把握しておきたい。

対馬藩の大坂屋敷が、大坂町奉行所による吟味が本格化する情報を得たのは、明和二年六月十一日のことである（同年六月十三日付書状）。大坂屋敷に知らせたのは、大坂町奉行所の同心である。その内容は、大坂町奉行所から江戸表に出されていた伺について、前日（十日）に「御伺之内通詞方之者相加り候付、其筋ニ相糺候様ニ」との下知が届いたというものであった。対馬藩の大坂屋敷では、館入与力の古屋甚兵衛にも問い合わせており、「通詞外町人共々人参此元ニ而賣払候名前ハ先達吟味之節問屋并中買之町人とも申出」ており、その人数の内「對州々呼登被申手当」になることを確認している。大坂で人参を売り払った対馬藩の通詞・町人が呼び出されることになった訳だが、幕府では通詞の者が加わっている点を重視しているようである。

右の経緯からも明らかのように、大坂町奉行所による吟味は既に以前から始まっていた。「日帳書抜」には、「右一件酉（明和二年）正月三日々事起り」という記述がみえるが、この正月の動きについては詳細がわからない。ただ、「往復書状」には、明和二年正月十九日に大坂屋敷の大石傳十郎・古川忠右衛門が国元に送った書状が収められており、そこには、次のような記述がある。

〔史料1〕

葉種屋

正月七日付立

粹屋久右衛門

同十一日御呼出

粹屋庄五郎

此跡相知不申候

塩野屋太郎兵衛

田邊屋清兵衛

鳥飼屋忠右衛門

御国問屋

正月十一日夕付立

奈良屋惣右衛門

此跡相知不申候

同

津嶋屋孫兵衛

壺州問屋

嶋屋権兵衛

以上

史料中の「付立」の意味が明らかでないものの、大坂の葉種屋が町奉行所から呼び出しを受けており、対馬問屋や壺岐問屋らも関わっていたことがわかる。ここには、呼び出しを受けた葉種屋として、粹屋久右衛門の名もみえる。この粹屋はかつて対馬藩の大坂借銀を中心になって支えた銀主であったが、この時期の対馬藩との関わりははっきりしない。葉種屋とあるので、対馬藩の葉種の販売に関わっていたのであろうか。町奉行所は、この粹屋も今回の人参販売に関わっている

とみなしたようである。さらに、明和二年二月二日付の書状には、大坂で御国問屋らが捕らえられ、他にも捕らえられた者が多くあるという記述もみえる。「史料1」では「此跡相知不申」となっていた奈良屋や津嶋屋も、捕らえられたものと考えられる。彼らからの吟味の結果が、江戸へ何として送られ、下知が出されたことになる。

また、次の史料は大坂屋敷の大石傳十郎・古川繁右衛門が対馬藩の江戸屋敷に送った、明和二年六月十三日付の書状の一節である。¹⁰⁾

〔史料2〕

御国之義、御当地ニ而当月以来人參賣払候義ハ不相成、素菓種其外商賣物差登取捌候義、問屋共并掛合之町人共御咎ニ付相塞候付、諸色注文物調下不相成、銀錢殊外不自由ニ有之、家別小遣錢ニ差支、当七月節季者只今之模様ニ候得者取引彼是大ニ差支候段、忠藏・伊助噂仕候。又々此節より御吟味ニ相成候得者、濟口八年越ニ相成可申候。其間ハ右品々取引不相成と相見、極々御国許之御差支ニ相成可申哉と奉存候。

当月以来、大坂で人參を売ることはできなくなり、問屋や町人らが捕らえられたことで、対馬から薬種などの商品を大坂に送って販売することや、大坂から商品を対馬に調え下すことも困難になり、国元では難渋しているという。大坂の対馬問屋らが捕らえられたことで、国元の経済状態に影響が出ていることが読み取れる。ここに記された取引は、対馬藩が主体となつて行つた蔵物の販売というより、対馬の城下町の住民と大坂との取引を指しているが、対馬の城下町（府中）の経済にとつて、大坂の対馬問屋らが果たしていた役割は小さくなかつたといえよう。

明和二年八月十日付の書状によると、七月九日になつて大坂町奉行（西）の興津能登守から対馬藩の大坂屋敷に対し、「御國許を御呼登之面々」についての仰せ渡しが行われたことがわかる。これに対し、対馬藩では一部の町人を大坂に登らせる一方、残る町人らについて大坂に登るのを引き延ばそうとする工作を行っている（同年八月二十日付・同年九月十日付書状）。その工作の内容は、九月十九日付の伺書によると、以下のように明らかとなる。¹¹⁾

〔史料3〕

先達而國許之者共御尋之儀ニ付被召登候段被 仰渡、早速差登候手当仕候。然處
公儀就御慶事訊官相招候様当六月蒙 仰候付、前例之通向々之要用申付置候處、今度御呼登町人之内二十人程右用掛諸用申付置候者共ニ而、其上連年之不勝手ニ付、兼々勝手方仕送等を申付置、信使・訊官等ニハ大分之物入御座候故、訊官渡海前差登候而ハ用意方必至与差支、諸事相調不申当惑至極之仕合御座候得共、御差図之御旨ニ候得ハ、訊官渡海諸礼式相済メ候後差登度与之儀難願上、又ハ御尋之趣被 仰付被下候ハ、於手前相札其訊申上度与之儀も難申上候。譯官渡海之儀者、全ク自分之儀ニ而無之、殊此度ハ差急来正中ニ渡海仕候様朝鮮国江申達候使者先達而差遣置候得ハ、諸向之手当延々ニ難仕、外ニ可仕様無之当惑之次第御座候。依之何れ之筋ニ取計可然御事ニ候哉。

この六月に訊官使を招くよう仰せ付けられたが、呼び出しを受けた町人の内には、その用意方に関わっている者がおり、勝手方仕送りを引き受けている者もいるので、彼らを大坂に差し出しては訊官を迎え

るのに差支えるというのである⁽¹²⁾。そこで対馬藩としては、訳官使が済んでからその者たち二十名を差し出すか、御尋ねの趣旨を仰せ付けてくれれば対馬藩の方で糺して返答するとの希望を述べている。

対馬藩としては、訳官使を理由に町奉行所の吟味を延ばすか、対馬藩の方で糺して結果だけを報告しようとしていたことになるが、その結果が出ない内に、既に着坂していた町人十二人について、吟味が始まった。明和二年十月十九日付の書状によると、十月十三日に大坂町奉行所から呼び出された対馬町人たちは、そのまま引き留められ、十六日になって入牢を仰せ付けられたという。この時、以前から大坂に滞在していた対馬町人五名と彦岐の七之助も、共に入牢を仰せ付けられている。さらに、十月十三日に大坂に到着した町人も十九日に大坂町奉行所へ呼び出されて、入牢を仰せ付けられている(同年十月十九日付書状)。こうして本格的な吟味が始まったにも関わらず、吟味に当たっていた大坂町奉行の興津能登守が、十一月十九日に罷免されたため、吟味は後任が大坂に着くまで止まってしまった。新しい大坂町奉行(西) 曲渕甲斐守が着任したのは、翌明和三年(一七六六)三月二十八日である(同年四月三日付書状)。

明和三年五月十日、大坂屋敷は曲渕甲斐守に対馬町人十四名が着坂したとの届を出している(同年五月十三日付書状)。この者たちには訳官の用向きを申し付けていたが、「此節訳官用向假成ニ取繕」い差し登せたと記されている⁽¹³⁾。また五月十六日には、呼び出されていた家中の内、阿比留傳右衛門と糸瀬伊左衛門が着坂したとの届が出されている(同年五月十七日付書状)。実は、この阿比留傳右衛門は前年九月十九日には大坂に着いていたが(明和二年十月二日付届書付紙)、

町奉行所への届はこの五月まで見合わされていたのである。さらに、呼び出された対馬町人の内、梅野勘助については、藩が病死を偽装して差し出さなかったが、この点については対馬藩の銅輸出に関する田代和生氏の論文で取り上げられている⁽¹⁴⁾。梅野勘助と、同じく病死が偽装された箕原宇右衛門の病死届は、明和三年七月十四日に出されている(同年七月十六日付書状)。

曲渕甲斐守によって行われた吟味の内、明和三年八月六日(阿比留傳右衛門・糸瀬伊左衛門・町人中)、九月二十日(糸瀬伊左衛門・主藤分右衛門・三木喜右衛門)、十二月十四日(阿比留傳右衛門・糸瀬伊左衛門・主藤分右衛門・三木喜右衛門)の御尋や尋問については記録が残っているものがあるが、それについては次章で取り上げる。

曲渕による家中・町人への吟味は、明和三年十二月まで行われていたことが、「往復書状」から確認できるが、翌明和四年(一七六七)に入ってから、同年三月七日付の書状に「当表一件之儀、去冬追々御呼出後何之御沙汰も無御座」とあり、吟味は止まっていたことがわかる。この年は三月以降も大きな動きはなかったようで、明和五年(一七六八)正月二十七日付の書状にも、「御吟味筋、一昨年御呼出御尋等有之候後何之御沙汰も無御座候」という記述がみえる。家中・町人が大坂に呼び出されたまま、幕府からは沙汰のない状況が一年以上も続いていたことになる。この書状には、「去春内々承合申候處、去年二月其御地江中御伺ニ参り候由承り及候」という記述もあり、これは前年の明和四年に、大坂屋敷から大坂町奉行所に内々問い合わせたことを示しているが、それに対して明和四年二月に、町奉行所から江戸へ伺が出されたとの情報が得られている。

表1 呼び出しを受けた対馬藩家中・町人一覧

番号	名前	肩書
1	阿比留傳右衛門	御勘定役
2	小林藤蔵	真文方大小姓
3	糸瀬嘉右衛門 (伊左衛門)	御徒士御勘定手代
4	河村助五郎	六十人通詞
5	主藤分右衛門	六十人
6	山田忠兵衛	六十人
7	喜田喜右衛門	六十人
8	小田久右衛門	六十人
9	箕原宇右衛門	六十人
10	小田助三郎	六十人
11	梅野勘介	六十人
12	古賀助八	六十人
13	大浦松右衛門	六十人
14	三木喜右衛門	六十人
15	小山田松右衛門	六十人
16	津吉善兵衛	六十人
17	間永勝七	六十人
18	畑嶋最介	六十人
19	梅野左右介	六十人嫡子
20	三木久兵衛	六十人養子
21	中村平七	六十人之弟
22	龜屋喜八郎	中分竈
23	寺崎与兵衛	由緒
24	江口市右衛門	由緒
25	阿比留吉兵衛	由緒子
26	須川傳右衛門	由緒子
27	河内源右衛門	由緒
28	西山甚兵衛	由緒
29	高木利吉	由緒
30	平川徳右衛門	由緒
31	武田与右衛門	由緒子
32	村山重平	由緒
33	内田卯右衛門	由緒
34	竹田利兵衛	由緒
35	安川茂右衛門	由緒
36	勝井五三郎	由緒
37	梯辰右衛門	由緒
38	関岡平兵衛	由緒
39	平松勘吉	集り
40	竹末源右衛門	山伏之子
41	横田孫介	御船奉行所改
42	岩佐元右衛門	津留政左衛門名子改
43	田中五郎兵衛	泉州佐野ノ者

※「人參銅御吟味有之御國御家中并町人数十大坂町御奉行所ノ御呼登一件日帳書抜」(長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵 記録類I 表書札方 H⑤-4)より作成。

明和四年以降はこのような状況にあった訳だが、明和五年正月二十七日付の書状が記された直後、二月十九日に曲淵甲斐守より「此上不被及御吟味」との仰せ渡しがあり、今回の一件が終了したことが判明する。

第二章 明和通信使の人参問題

ここでは、大坂町奉行所から呼び出しを受けた対馬藩の家中・町人からみておく。「日帳書抜」にみえる「今般御呼登之人数」を整理したのが表1である。

この内、1～3の三名が対馬藩の家中であり、それに続く4～42の三十九名が対馬藩の町人である。43の田中五郎兵衛は対馬藩ではなく、泉州佐野の者であった。対馬藩の町人については、田代和生氏によつて、特権を持つ貿易商人であり和館での私貿易にも参入し、元方役に任じられることも多かったという、六十人の存在が指摘されている^⑥。表1の対馬町人の内、4の河村助五郎から18の畑嶋最介まではその六十人となっている。19梅野左右介・20三木久兵衛・21中村平七についても、嫡子や養子、弟など六十人の関係者であることがわかる。4河村助五郎は通詞でもあった。「中分竈」や「由緒」については詳細がわからない。ただ、六十人がみられることから、今回大坂に呼び

出された対馬町人は、対馬藩の中でも有力な町人であったといえよう。

このような四十二名が大坂町奉行所から呼び出しを受けた訳だが、大坂屋敷では、今回の一件に関連して芸州から一人、壱州から一人が、大坂町奉行所に呼び出されていることも把握している（「往復書状」明和二年（一七六五）七月十二日付）。

泉州佐野や安芸・壱岐の者も含まれているが、表にみえるように、大坂町奉行所の吟味の中心は四十名以上に及ぶ対馬藩の家中・町人であった。次に、この対馬藩の家中・町人にかげられた嫌疑の内容を取り上げたい。今回の一件では、人參流通に関するどのような内容に、大坂町奉行所が疑いを向けたのかという点が問題になるが、「往復書状」明和二年八月十七日付に、次のような記述がある。

〔史料4〕

下々之説二者候得共、当節御吟味之起りハ、於藍嶋副使騎船水船ニ成り、持越人參之内汐入与唱脇捌いたし、御役人様江之音物人參未収ニ成候との義より起りたる筋と専風聞いたし（後略）

対馬町人らに対する吟味が始まる以前、このような噂が流れていたことになる。また、大坂町奉行所でのような吟味が行われたのかについては、関連する史料は多くないが、対馬藩の家中や一部の町人が大坂町奉行所で御尋・尋問を受けた際に、御答書を作成している。「往復書状」に収録された御答書には、町奉行所の御尋の内容も記されており、そこから今回の吟味にあたっての町奉行所側の関心と疑惑の中身について知ることができる。

まず、明和三年（一七六六）八月六日と九月二十日には、家中の糸

瀬伊左衛門が大坂町奉行所に呼び出されて御尋を受けており、それに対して糸瀬は九月二十日付で御答書を提出している。そこから、町奉行所側の御尋の部分を抜き出すと、「史料5」のようになる。町奉行所側の関心と疑惑を探るためであり、糸瀬が返答した内容自体は町奉行所が持つ関心と直接関係しないので、糸瀬の返答内容の部分は「（中略）・（後略）」とした。

〔史料5〕

覚

去々申年朝鮮人來朝之節、當表於旅宿小西吉兵衛与申者江人參賣拂度旨見セ候処、直組難出来不賣渡候由、右人參所持仕居候訳并誰々江賣渡候哉。様子御尋ニ御座候。

（中略）

筑前於藍嶋朝鮮船破船之節、人參潮濡ニ相成候義被成御尋候。

（中略）

礼単之人參一ヶ年ニ員數何程朝鮮人方々差送候哉之旨、被成御尋候。

（中略）

私跡役之者名前申上候様ニ与之御事。

（後略）

ここからは町奉行所が、明和元年（一七六四）に信使が来日した際、大坂表の旅宿にて糸瀬伊左衛門が、小西吉兵衛という人物に人參を売ろうとした点に関心を向けていることがわかる。先の風聞の通り、町奉行所はその信使（副使）の乗船が破船した際、潮濡れになった人參の行方に関心を寄せていたのである。ここでは、対馬藩が公買

易で一年間に輸入する礼単の人参の数も尋ねられており、大坂町奉行所は信使が持参した人参が大坂での販売に廻されたのではないかと疑っていたといえよう。礼単の人参（礼単参）とは官営貿易（封進・公貿易）で輸入される人参のことである¹⁷⁾。

明和三年九月二十日には、対馬町人の三木喜右衛門と主藤分右衛門に対しても尋問があった。「史料6」は、糸瀬伊左衛門の場合と同様に、「往復書状」同年九月二十日付の三木・主藤の御答書から、町奉行所側の御尋の部分抜き出したものである（糸瀬の場合と同様、二人の返答内容は「(中略)・(後略)」とした）。

〔史料6〕

朝鮮人参之儀御吟味御座候処、對州府中町人共被召登御尋在之候処、對馬守様御勝手向御要用相賄候其方共二礼单参請込候二付、相調御当地向々問屋共方二而賣捌申入段申出候。

(中略)

单参之義年分之高何程宛之事二而候哉。

(後略)

これによると、既に吟味を受けている対馬町人らから、対馬守の勝手向御用を賄っている三木と主藤が礼単参の処理を任されているとの証言があったらしく、その詳細と礼単参の一年分の斤高が尋ねられている。なお、この勝手方御用を引き請けている対馬町人は、三木と主藤の他に、病死を偽装して大坂に登らなかつた梅野勘助と箕原宇右衛門がおり、「御仕送方」の四人と呼ばれている（「往復書状」明和二年十月十九日付・同三年九月二十日付御答書）。大坂町奉行所が三木・主藤による人参販売の詳細や、一年分の礼単参の輸入量を尋ねている

のは、対馬藩の通常の人参輸入や大坂での販売の様子をつかむためであり、やはり信使の人参が大坂で販売された形跡を探る意味であろう。

明和三年十二月十四日にも、家中の阿比留傳右衛門・糸瀬伊左衛門が大坂町奉行所に呼び出され、御尋を受けている（「往復書状」同年十二月十七日付）。「往復書状」には、彼ら二人が大坂町奉行所に提出した御答書も収められているが、その内の阿比留が出した御答書から、町奉行所の御尋の部分抜き出すと次のようになる（阿比留の返答内容は「(中略)・(後略)」とした）。

〔史料7〕

私儀去々申年朝鮮人来朝之節附添當表江登り候節、長堀清兵衛町和泉屋利兵衛を相頼、人参賣捌候由、右人参所持仕候訳并其外二も賣拂儀有之候ハ、斤高直段等委細可申上旨御尋ニ御座候。

(中略)

右同断来朝之節、對馬守家来糸瀬伊左衛門儀於旅宿小西吉兵衛と申者江人参賣拂度旨見七候趣二付、伊左衛門江御尋被成候処、右人参者私手前江国元々差越候人参之由申上候。右人参国元々差越候訳委細可申上旨御尋ニ御座候。

(中略)

右同断来朝之節、筑前於藍嶋汐浸ニ成候人参当表其外二而も賣拂儀候哉。又ハ對州江持帰り賣払候哉。委細可申上旨御尋ニ御座候。

(中略)

右同断来朝之節、私儀如何様之役筋相勤候哉。并信使方二抱り候

役人名前、且又朝鮮國を差越候禮單人參於國元取扱候役人ハ何役二候哉。誰々相勤候哉。名前等委細可申上旨御尋ニ御座候。

(後略)

この日は糸瀬伊左衛門も再度、御尋を受けているが、糸瀬が差し出した御答書の方では、町奉行所の御尋は次のようになっていいる(糸瀬の返答内容は「(中略)・(後略)」とした)。

[史料8]

朝鮮人來朝之節、筑前國於藍嶋汐濡ニ成候人參当表・其外ニ而茂相拂候哉。又者對州表江持婦賣拂候哉。委細可申上旨御尋ニ御座候。

(中略)

都而朝鮮國を差渡候礼單人參於國元取扱候役人何役ニ候哉。名前委細可申上旨御尋ニ御座候。

(後略)

前章でみたように、明和四年(一七六七)二月には大坂町奉行所から江戸へ伺が出されており、この明和三年十二月十四日時点の阿比留と糸瀬への御尋は、町奉行所が吟味結果をまとめる二ヶ月前のものということになる。この段階でも、大坂町奉行所の関心は明和元年の信使の来日中、対馬藩の役人が大坂で人參を売ったことと、藍島での破船で信使の持参した人參が汐濡れとなったことの関連が中心となっていたことがわかる。

ところで、この明和元年の信使については、「往復書状」に次のような記述がみえる。

[史料9]

信使逗留中ハ、御存知之通右之品ニ不限御献上人參御持越之品好品之撰屑ニ而、御献上ニ不相成不興千万之次第、勿論御献上ハ格別之義ニ候故、御途中平田将監・多田監物方へ数度書状差越候得とも返事一通も不致到来 御出府翌日令見分候處、案外之品故、将監へ段々相渡り、監物も本願寺より相招、是又右之段折渡明日之御登 城前日献上人參之御断可相成候哉。拙者ニをみて御献上人參仕立難見届之段申断候處、兩人申分更ニ無之、無益之論談御実益無之候付、詰問へ別町代官梅野勘助を呼出、價之高下ニ不抱御献上人參五斤取調差出候様ニ直々申付候處、幸其義相調候付、御献上持出之時刻迄ニ漸相仕立、人馬之御金を以御献上を相濟候段、各存知之前ニ候。

これは、江戸屋敷の年寄古川大炊が大坂屋敷に送った、明和二年九月八日付の書状の一節である。明和元年の信使の際、將軍への献上用に信使の持参した人參の質が悪かったため、信使の登城前日になって江戸屋敷の年寄古川大炊が別町代官梅野勘助に命じて、江戸で「價之高下ニ不抱」五斤調えさせて、献上を済ませたという。ここでは信使が將軍に献上する人參を対馬藩が用意している訳だが、信使の持参する人參は、江戸へ向かう途中の京都で対馬藩側に引き渡されることになっており、対馬藩側が献上人參の質を把握できたのはそのためと考えられる。藍島での破船の影響はわからないが、[史料4]¹⁸⁾には、「御役人様江之音物人參未取ニ成候」との風聞が記されていた。將軍に献上される人參さえ質が悪くて対馬藩で用意しなければならぬという状況では、他の幕府役人に対する音物人參は確保できなかつた可能性

が高い。信使に際し、幕府役人に対する人參が不足したことから、対馬藩が信使の人參を大坂で売り払ったのではないかという幕府の疑念が生じ、今回の吟味が起こったものと理解できるのである。

第三章 大坂における人參流通と対馬町人

大坂町奉行所から呼び出された対馬藩の家中・町人は四十二名である。既述のように、彼らの名は、明和二年（一七六五）正月以降に吟味を受けた大坂の間屋・仲買らが、大坂町奉行所の尋問に際して、人參を売り払った者として挙げたものであり、そのため町奉行所から疑いが向けられたのである。もともと、当初挙がっていたのは二十四・二十五人の名であり、そこから深く関わっていない者は除かれるはずであったというが（「往復書状」明和二年六月十三日付）、結局四十二名もの人数が呼び出されることになった。

次に示すのは、大坂町奉行所の呼び出しを受けた対馬町人江口市左衛門が大坂に登るに際して、国元から大坂屋敷へ出された書状の一節である（「往復書状」明和二年九月二日付）。

〔史料10〕

（江口）市左衛門儀令上着候ハ、其元（大坂）江人參指登候二付斤数精く被相糺（中略）勿論指登候人參貴殿存知之通四人之者ハ買請指登候ニ致シ候事故、未申年内大坂へ登七候時、爰許ニ而四人之者より買請候月日ハ大坂へ登七月日ハ二三ヶ月も前廉之買請ニ不致候而不叶事故、買請證文認様等之儀先登之者共へ相尋、同様之趣令書載候様可被致候。

ここでは、江口市左衛門が大坂に送った人參は、対馬藩の仕送方を賄っている国元の四人の町人（梅野勘助・箕原宇右衛門・三木喜右衛門・主藤分右衛門）から買い請けた形にするので、江口が宝暦十三末年（一七六三）・明和元年（一七六四）に大坂に送付した人參について日付を操作するように指示が出されている。江口市左衛門が大坂に着いたら、「其元（大坂）江人參指登候二付斤数精く被相糺」、作為を加えるようにという以上は、江口市左衛門は実際に大坂に人參を送っていたことは確実である。したがって、「史料10」によれば、対馬藩が主体となるのではなく、対馬の町人が大坂に人參を送って販売するという流通路の存在が明らかになる。

対馬藩の人參流通については、従来の研究で対馬藩自身が直接、江戸を中心とする消費地へ運び、人參座などで売り捌いていたことが指摘されている¹⁹⁾。しかし、この明和二年までの期間に、対馬町人が藩とは別に大坂へ人參を送って販売する形がみられるようになっていたのである。彼ら対馬町人が大坂へ送る人參に関しては、「往復書状」明和二年八月十七日付に「傳右衛門并町人共御呼登二付、未申兩年役方ハ賣渡候人參高并兩年町人共ハ差登候斤数、爰元ニおゐて相糺候分与致差引候書付」という記述がある。傍線部から、対馬藩の役方から対馬町人に人參が売り渡され、それが対馬町人の手によって大坂に送られるという構図が読み取れる。

この流通路に関連して、「往復書状扣 支配方」という史料に収められた、延享三年（一七四六）八月二十四日付の書状にも、次のような記述がみえる²⁰⁾。

〔史料1〕

不得已又々山田市右衛門江申付、御代口物引当ニノ古銀六拾貫目漸借調させ、六月初比朝鮮江差渡（中略）是迄之通（山田市右衛門が人參を）大坂問屋方江打任せ商賣仕候而者、極而後悔ニ可及候間、其所を相慎成たけ密々ニ取揃候様ニ与者内々申渡候得共（後略）

延享期には、日朝貿易は極度に衰退し、その影響で対馬藩は上方でも江戸でも借銀を調達できずに苦しんでいた。〔史料1〕の記述からは、当時の対馬藩は、対馬町人の山田市右衛門からの借銀でさえ、人參を「引当」にして漸く調達できるという状況にあったことが判明する。ここには、対馬藩が人參を渡すに際し、山田市右衛門がその人參を「是迄之通」大坂問屋に任せて販売しては、問題が生じるという懸念も表明されている。「是迄」とあるように、延享三年の時点で既に行われていた訳だが、対馬町人山田市右衛門は大坂の対馬問屋を通して人參を販売していたことになる。このように〔史料1〕からは、借銀を介して対馬藩から対馬町人に人參が渡され、対馬町人はそれを大坂の対馬問屋に送って販売するという流通路が形成されていたことが明らかとなる。

ただ、延享二年（一七四五）四月二十一日に国元の年寄（家老）が江戸屋敷へ送った書状には、国元の町人からの借銀について、「素り御当地之儀ニ候得者、株立候儀者亦も不相成」とする記述がある。²¹ 国元の町人からの借銀は、毎年一定額の出銀を義務づける「株立」とすることはとてもできなかったことになる。²² 対馬町人からの借銀には、藩が必要とするだけの借銀を支えるほどの力はなく、国元は対馬藩の

借銀拠点には決して成り得なかった。借銀を通じて人參が対馬町人に渡されるところでも、対馬町人から大坂へ至る人參流通は、規模としては大きくなかったと考えられる。それでも、山田市右衛門の事例にみえるような、対馬町人から大坂の対馬問屋へつながる人參流通は、延享三年以降も続いたと考えられる。明和二年の吟味においても、まず大坂の対馬問屋が大坂町奉行所に捕らえられていた。これは明和期の時点でも、藩から人參を受け取った対馬町人らが、大坂の対馬問屋を通して、それを販売していたためと考えられるからである。

規模は大きくなかったとしても、大坂に人參が流通している事実、幕府の関心を引き始めた。やがて、明和元年の信使において、幕府役人への音物人參が不足したことから、幕府の疑惑はこの大坂での人參流通に向けられた。その中で、対馬町人から大坂の対馬問屋につながる人參流通がその吟味の対象として浮上していったのである。明和二年の大坂町奉行所による吟味はこうして起こったものと考えられる。

おわりに

明和二年（一七六五）の人參御吟味一件では、大坂町奉行所によって対馬藩の家中・町人が呼び出され、吟味を受けることになった。大坂町奉行所による吟味は、三年の月日を経て処罰無く終わるが、この一件を引き起こした幕府の疑念とは、明和元年（一七六四）の信使の際、幕府役人への音物人參が不足しているのに、大坂では人參が流通していることから生じたものと理解できる。

近世中期まで、日朝貿易で輸入された人蔘は、対馬藩が主体となつて行かう人蔘座などでの販売によつて流通していた。しかし、「史料11」の山田市右衛門の事例にみられたように、延享期頃より借銀を介して国元の町人に人蔘が渡され、対馬町人によつてそれが大坂の対馬問屋に持ち込まれるという流通形態が現われていた。明和二年の人蔘御吟味一件において、大坂町奉行所が大坂での人蔘流通に疑いを向けた背景には、この対馬町人によつて大坂に人蔘が持ち込まれるという新たな人蔘の流通形態があつたと考えられるのである。

註

- (1) 今村輔『人蔘史 第二卷 人蔘政治篇』(思文閣 一九七一、初版は一九三五)。同『人蔘史 第三卷 人蔘経済篇』(思文閣 一九七一、初版は一九三八)。田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』(創文社 一九八一)第十三章。
- (2) 長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵「大坂町御奉行所々人蔘御吟味一件二付御國者御呼登御用江戸大坂往復書状」記録類I 表書札方 H⑤-6、「人蔘銅御吟味有之御國御家中并町人数十大坂町御奉行所々御呼登一件日帳書抜」記録類I 表書札方 H⑤-4。
- (3) 対馬藩の行う日朝貿易は、対馬藩と朝鮮側の民間商人との取引である私貿易(対馬商人も便乗する)と、対馬藩と朝鮮王政府の取引である公貿易・封進から構成されていた。
- (4) 中村質『近世対外交渉史論』(吉川弘文館 二〇〇〇)一九〇-一九一頁。
- (5) 森晋一郎『近世後期対馬藩日朝貿易の展開』(『史学』第五六卷第三号 一九八六)一三八-一四一頁。
- (6) 前掲森「近世後期対馬藩日朝貿易の展開」一四一頁。
田代和生氏も特定の時期については、礼単蔘は「年に多く

- て一〇〇斤、少ない時で二-三〇斤を数える程度であつた」と指摘されている。
- (7) 前掲田代『近世日朝通交貿易史の研究』二八五頁。
長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵「大坂町御奉行所々人蔘御吟味一件二付御國者御呼登御用江戸大坂往復書状」記録類I 表書札方 H⑤-6。
- (8) 長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵「人蔘銅御吟味有之御國御家中并町人数十大坂町御奉行所々御呼登一件日帳書抜」記録類I 表書札方 H⑤-4。
- (9) 拙稿「近世中期における対馬藩上方借銀の構造と「仕込銀」」(『日本史研究』五三三号 二〇〇七年)。
- (10) 長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵「大坂町御奉行所々人蔘御吟味一件二付御國者御呼登御用江戸大坂往復書状」記録類I 表書札方 H⑤-6。
- (11) 訳官とは、朝鮮王朝の「司訳院に属する日本語通訳官(倭学訳官)」である。彼らは、和館での外交・貿易業務に関わるが、対馬藩に派遣されることもあつたという。
- (12) 田代和生『江戸時代朝鮮薬材調査の研究』(慶應義塾大学出版会 一九九九)一四一-一四二頁。
なお、この年の訳官使は結局、難船を起こして延期となつた(明和三年(一七六六)八月十三日付書状)。
- (13) 長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵「大坂町御奉行所々人蔘御吟味一件二付御國者御呼登御用江戸大坂往復書状」記録類I 表書札方 H⑤-6。
- (14) 前掲田代『近世日朝通交貿易史の研究』三六九頁。
- (15) 長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵「人蔘銅御吟味有之御國御家中并町人数十大坂町御奉行所々御呼登一件日帳書抜」記録類I 表書札方 H⑤-4。
- (16) 前掲田代『近世日朝通交貿易史の研究』第九章・補論一。
- (17) 前掲田代『近世日朝通交貿易史の研究』二四二頁・二八五頁。

(18) 今村鞆『人蔘史 第二卷 人蔘政治篇』(思文閣 一九七一、初版は一九三五) 七七頁。

(19) 田代和生「日朝貿易における白糸・絹織物の輸入と京都販売」(『史学雑誌』第八七編第一号 一九七八) 四四頁。前掲田代『近世日朝通交貿易史の研究』第十三章。

(20) 長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵「往復書状扣 支配方」記録類Ⅱ 支配方 A②―10。

(21) 東京大学史料編纂所所蔵「書状控(寛保3年頃)延享2年閏12月20日」宗家2―163。

(22) 対馬藩では、一定の額を定めて、特定の銀主・商人と常に借銀や代物を取引することを、「株立」と表現している。「御拜借金并御納戸銀其外江戸京大坂御國ニ而諸方御借銀覚帳」という史料には、大坂銀主の鴻池・泉屋・粹屋について、「株立候御用銀此上出銀不仕」という記述があるが、これは鴻池らが常に一定額の出銀をするという形では、借銀に応じてくれなくなったことを示している。

長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵「御拜借金并御納戸銀其外江戸京大坂御國ニ而諸方御借銀覚帳」記録類Ⅲ 勘定関係Ⅰ―33。

〔付記〕 本稿は、平成二十四年に関西大学大学院に提出した博士論文の一部をもとに作成したものです。史料の閲覧にあたり、長崎県立対馬歴史民俗資料館、東京大学史料編纂所の皆さまには大変お世話になりました。深く感謝の意を申し上げます。

(伊丹市立博物館嘱託職員)